

育休代替任期付職員の募集について

九州管区行政評価局（佐賀行政監視行政相談センター）では、育休代替任期付職員を採用することとしています。募集要項は以下のとおりです。

募集要領

職務内容	(1) 行政相談委員の支援、行政相談関連行事の企画・立案に関すること (2) 行政に関する苦情等の受付及び対応に関すること (3) 上記のほか、任命権者が指示する業務
募集人員	1名（係長級）
募集対象	以下の条件を満たしている方 1 積極的に業務に取り組む意欲があり、協調性を有していること。 2 官公庁又は民間企業において、おおむね3年以上の職務経験を有していること ※ 職務経験のうち、上記の職務内容に関連した経験を有していることが望ましい。 3 PC操作（ワード、エクセル等）の経験を有していること。 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く。）（休憩時間60分）
勤務地	佐賀行政監視行政相談センター（所在地：佐賀市内2-10-20佐賀合同庁舎3階）
雇用期間	令和8年6月1日から8年9月22日まで ※育児休業を取得している職員が育児休業期間を延長した場合、延長した育児休業期間の範囲で雇用期間を延長する可能性がある。
賃金支払日	原則として毎月16日
賃金	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき学歴・職歴等を考慮して決定 ※期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当あり（当方規程による）
通勤手当	実費支給（ただし、1月当たり上限150,000円（当方規程による））
退職手当	国家公務員の退職手当の規定に基づき、支給の有無を決定（※）規定の勤続期間を経過した場合に限ります。
加入保険等	総務省共済組合に加入
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴書（写真貼付）、職務経歴書に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします）により、令和8年3月31日（火）必着で提出願います。ただし、応募状況によって募集を締め切らせていただく場合がありますので、郵送又は電子メールの送付前に下記連絡先宛てご連絡ください。 ・ 応募の際、①郵送の場合は封筒、②電子メールの場合は件名に「育休任期付職員応募」と記載してください。 ・ 書類選考の結果、面接及び論文試験を行うこととなった方に対して、日時等をご連絡いたします。 ・ 書類選考を通過されなかった方にはその旨ご連絡いたします（郵送応募者の履歴書はお返しいたします）。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募の秘密については厳守いたします。 ・ 採用者は、国家公務員法の適用を受けます。 ・ 育休中の常勤職員の代替として、常勤職員と同様の職責で業務を遂行していただくこととなります。

〔応募書類の送付先〕

- 郵送
〒840-0041
佐賀県佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎3階
佐賀行政監視行政相談センター
- 電子メール
ksy08@soumu.go.jp

〔連絡先〕

佐賀行政監視行政相談センター
電話：0952-22-2651